# 令和5年度死亡者数迅速把握実施要領

## 1. 目的

死亡者数を迅速に把握することにより、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) を含めた全ての死因による超過死亡の直近の動態を把握、評価する。

# 2. 実施期間

令和5年5月1日(月)~令和6年4月30日(火)

## 3. 入力対象

令和5年4月17日から令和6年3月31日までに死亡した者 (ただし、追加的な御協力が可能な自治体においては、令和5年2月1日から令和6年3月31日までに死亡した者)

## 4. 実施地域

保健所設置市及び特別区のうち、事前に参加の意向を表明した市又は区

#### 5. 実施方法等

## (1) 報告方法

各保健所において作成する「人口動態調査死亡小票」等をもとに、(2) 報告時期に示す期間の、死亡日別の死亡数(当該保健所が管轄する地域を住所地とする者に限る。)を参加自治体に対して別に示す Excel の様式に入力の上、参加自治体に対して別に示す厚生労働科学研究班のメールアドレス(厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「医療デジタルトランスフォーメーション時代の重層的な感染症サーベイランス体制の整備に向けた研究」(研究代表者:鈴木 基(国立感染症研究所)))に送信する。なお、メールの送信に当たって、宛先送信でも BCC 送信でもいずれでも差し支えない。

#### (2) 報告時期

各月 10 日及び 25 日までに、それぞれ前月末分までの死亡数、同月 15 日分までの死亡数を報告する。

## (3) 報告の修正

既に報告したデータに修正の必要が生じた場合については、次回の報告に おいて修正を行う。

## 6. 公表方法

全国及び地方別の超過死亡及び過少死亡の推移を、国立感染症研究所のホームページに公表する。

## 7. その他

# (1) 本取組の実施に係る注意事項について

本取組において扱う人口動態死亡小票及びメールにて送信する情報については、以下の点に注意すること。

- ①死亡小票を扱う際は、施錠可能な場所に限定して利用し、それ以外の持ち 出しを禁止し、作業者は室内に入る職員を相互にチェックすること。
- ②調査票情報の入力に使用する端末は、ワイヤー等での固定、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入等のセキュリティ対策について、地方自治体における情報セキュリティポリシーによって確保されたものを使用すること。

## (2) 人口動熊調査死亡小票の目的外使用について

事前に参加の意向を表明した市及び区が、本取組のために人口動態調査死亡小票を利用することについては、統計法(平成19年法律第53号)第32条の規定に基づく二次利用の承認を受けていることを申し添える。